

客引き対策について

平成30年4月23日

目次

1. 客引きの現状

(1) はじめに

(2) 客引きの分布・推移

(3) 客引きの問題点

2. これまでの主な対策と課題

3. 他都市の状況

4. 本市の今後の対応

1. 客引きの現状 (1) はじめに

<用語の説明>

客 引 き	不特定の人の中から相手方を特定して、営業の客となるように誘う行為 ※相手方を特定しない店頭での「呼びかけ」、客となるように誘わない「チラシ等の配布」は客引きには当たらない
客 待 ち	客引きを行う目的で、相手方となるべき者を待つ行為
勧 誘	役務に従事するよう特定の者を誘う行為 (例) 風俗営業の従業員となるように誘う行為
勧 誘 待 ち	勧誘を行う目的で、相手方となるべき者を待つ行為

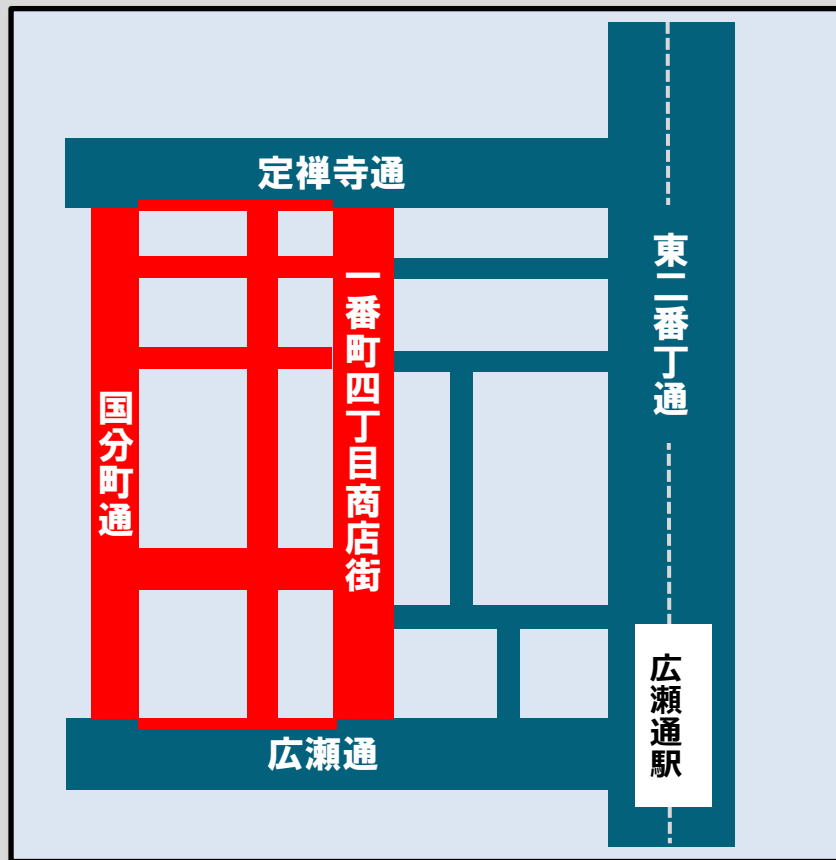
※本資料では、客引き・客待ち・勧誘・勧誘待ちを総称して、「客引き」と表現する



1. 客引きの現状

(2) 客引きの分布・推移

本市では、市内中心部の以下のエリア（赤色）で客引きが目立つ状況となっている



国分町・一番町四丁目商店街
(アーケード内)



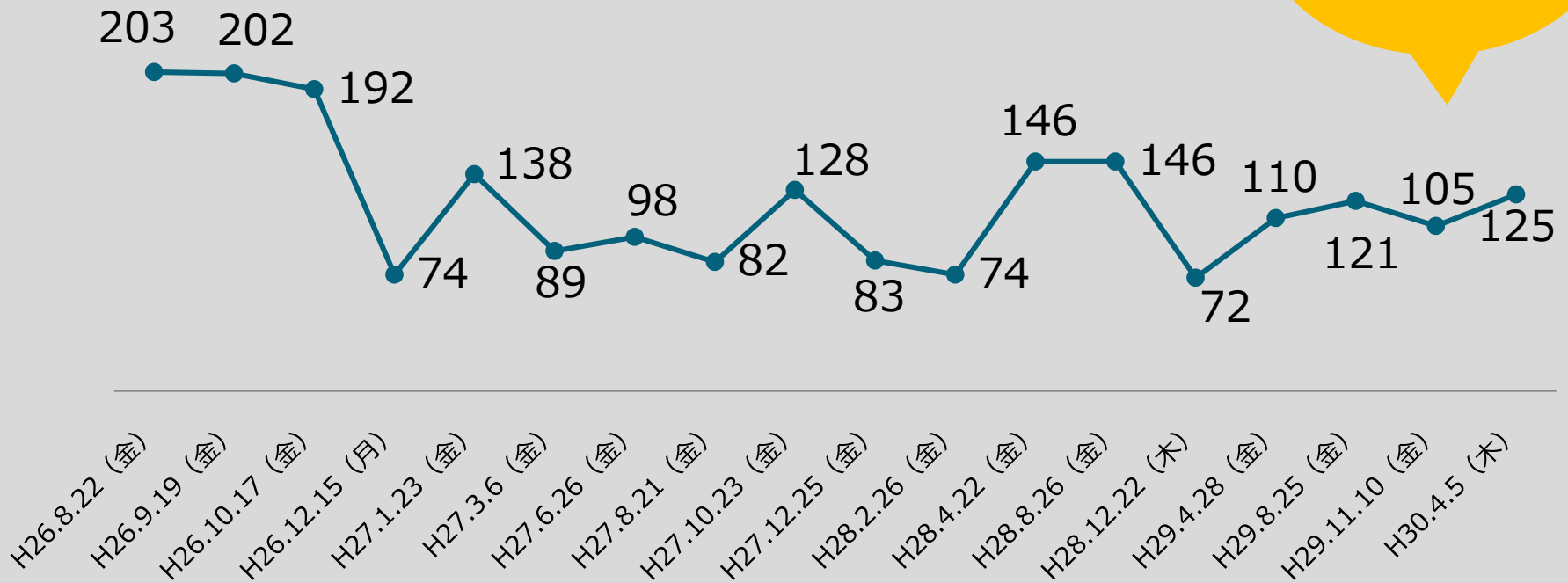
一番町一番街～名掛丁商店街
(アーケード内)

1. 客引きの現状

(2) 客引きの分布・推移

客引き数の推移（合計値）
【国分町・一番町四丁目商店街（アーケード内）】

ピーク時
より減少も
ほぼ横ばい



※21時台に客引きを行っていた者の数

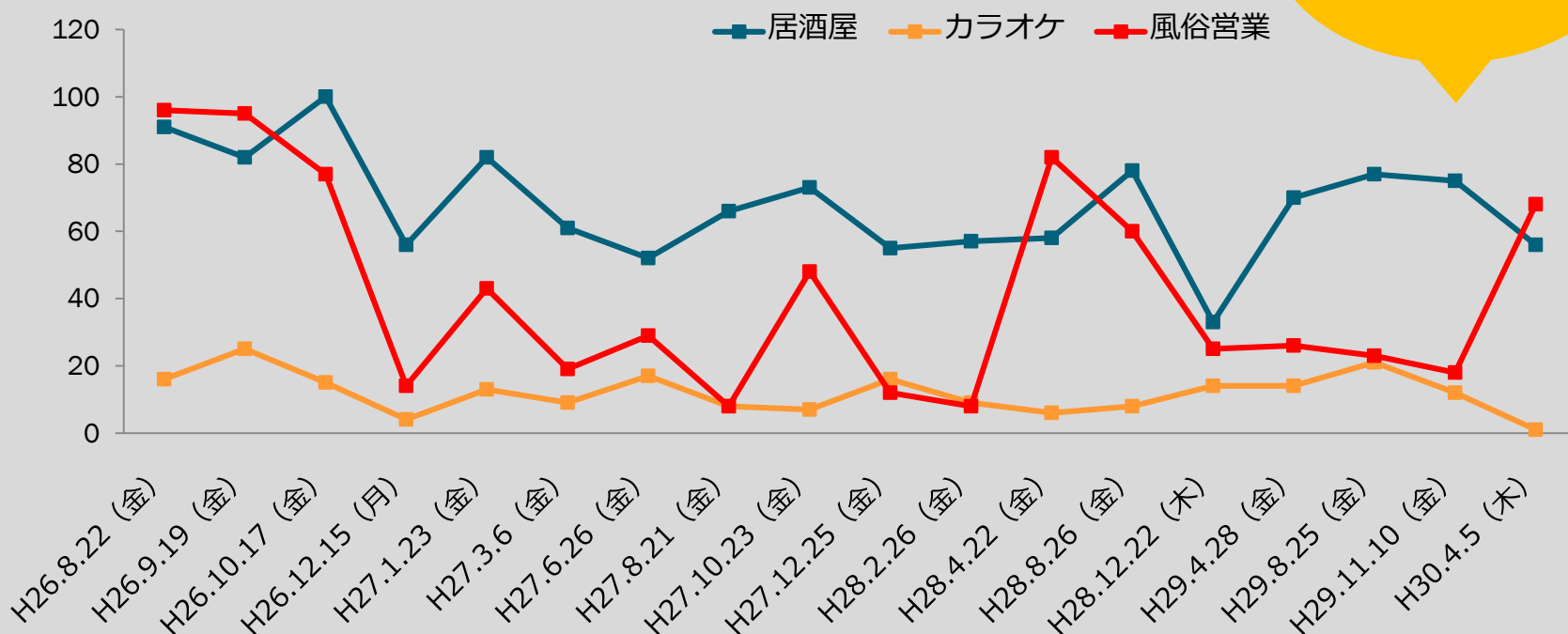
※客引きかどうかは、調査者の判断による

1. 客引きの現状

(2) 客引きの分布・推移

客引き数の推移（業種別）
【国分町・一番町四丁目商店街（アーケード内）】

居酒屋が多い傾向



※21時台に客引きを行っていた者の数
※客引きの業種は、調査者の判断による

1. 客引きの現状

(2) 客引きの分布・推移

一番町一番街～名掛丁商店街（アーケード内）の客引き数

(単位：人)

調査日	居酒屋	カラオケ	風俗営業
H29.11.10 (金)	10	4	0
H30.4.5 (木)	10	3	6

※21時台に客引きを行っていた者の数

※H29.11.10より調査対象としている

1. 客引きの現状

(3) 客引きの問題点

- 1 路上でのたむろによる**通行の妨げ**
- 2 来街者に対する**不快な声掛け**
- 3 ゴミ、たばこの吸い殻等の**ポイ捨て**



通勤・通学者、買い物（飲食）客、観光客が、
安心、快適に過ごせる環境が損なわれている

2. これまでの主な対策と課題

<地域・県警・行政の協働の取り組み①>

- ◆ 「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」の活動
 - ☞ 「客引き対策部会」を設置（H26.8～）

【活動内容】

- ・ 客引きの規制のあり方を協議
- ・ 他都市視察の実施
- ・ 国分町地区安全安心パレードの実施



2. これまでの主な対策と課題

<地域・県警・行政の協働の取り組み②>

- ◆ 「仙台市中心部商店街活性化協議会」の活動
 - ☞ 「安全・安心特別部会」を設置（H29.10～）

【活動内容】

- ・ 法規制について検討
- ・ 客引きに対する警告アナウンスの制作
- ・ 商店街共通ポスターの作成・掲示



2. これまでの主な対策と課題

<地域・県警・行政の協働の取り組み③>

◆キャッチバスター作戦（不定期）

- ☞ 県警が指揮車等を用いて、客引きに注意喚起
- ☞ チラシ等の啓発物資を通行者に配布



<県警の取締り>

◆横断歩道上の客引き

- ☞ 道路交通法に基づく指導・警告

◆風俗営業の客引き

- ☞ 風営法及び宮城県迷惑行為防止条例に基づく取締り



2. これまでの主な対策と課題

区分	風俗営業	居酒屋・カラオケ
深夜（午前0時～午前6時）	禁止 風営法（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）	
執ような客引き	禁止 風営法（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金） 条例（50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。常習者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）	禁止 条例（50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。常習者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
執ようでない客引き		規制なし
客待ち	禁止 条例（命令違反で、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）	規制なし
従業員への勧誘（スカウト）	禁止 条例（50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。常習者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）	規制なし

※条例：宮城県迷惑行為防止条例

※その他、交通の頻繁な歩道等において、歩行者の前に立ちふさがる行為は道路交通法違反₁₂

2. これまでの主な対策と課題

<課題>

法規制の空白

☞ 執ようでない居酒屋等の客引きを取り締まる法規制がなく、地域や行政の街頭指導が困難

啓発の回数

☞ 地域・県警・行政の街頭啓発活動の回数が限られており、客引きの抑止に繋がっていない



新たな規制・啓発活動の充実が必要

3. 他都市の状況

5 政令市及び11特別区において、独自条例で客引きを禁止

政令指定都市	大阪市(H26.6)・京都市(H27.4)・神戸市(H27.4) 川崎市(H28.4)・名古屋市(H30.4)
特別区	中央区(H25.4)・新宿区(H25.9)・千代田区(H26.4) 大田区(H26.7)・渋谷区(H26.12)・墨田区(H26.12) 豊島区(H27.4)・品川区(H27.7)・港区(H29.4) 文京区(H29.7)・台東区(H29.10)

※ () 内は、施行時期

※神戸市は、兵庫県が新たに制定した「客引き行為等の防止に関する条例」によって規制されている

3. 他都市の状況

<条例の内容・取締り> (例：京都市)

規制業種	すべての業種の客引きを規制
規制範囲	客引きが頻繁に行われる区域を禁止区域に設定
指導等	禁止区域内で客引きを行っている者に対し、市が是正の指導や勧告、命令を行う
罰則等	過料（5万円以下）や氏名等の公表
取締員	市非常勤嘱託職員（警察OB）
取締日数	週6日
立入調査	指導を受けた店舗や事務所に、職員が立入調査

3. 他都市の状況

<条例化の効果と課題>

効果

- ①客引きの人数の減少
（例）京都市→7割減
川崎市→3割減
- ②悪質な客引きの減少
- ③地域・警察・行政が一体となった取り組みの促進

課題

- ①客引き専門業者の存在
- ②指導員が巡回していない時間帯や禁止区域外での客引き
- ③チラシ配りを仮装した客引き

3. 他都市の状況

<客引き専門業者とは>

店舗からの依頼により客引きを行う者

<他都市の状況>

- 👉 自店舗の従業員による客引きに比べ、違反を承知で客引きを行っている
- 👉 東京、大阪や京都などでは、客引きを行う者の多くが客引き専門業者である

4. 本市の今後の対応

① 客引きを規制する条例の検討

- ☞ 条例制定により、地域や県警と連携しながら、安心・快適に過ごせる街づくりを目指す

② 街頭啓発活動の強化

- ☞ 条例制定までは、客引きが多い場所を中心に、週1回のペースで、夜間の啓発活動を業務委託で実施